

広島県告示第四百十九号

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第五号の規定によつて、次のとおり第二種事業所の指定を解除した。

平成二十年四月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除年月日

平成二十年三月三十一日

二 事業所の名称

江田島地区	石油コンビナート等 特別防災区域の名称	事業所の名称	所在地
所支所	海上自衛隊呉造修補給所貯油		江田島市江田島町江南三丁目二 番一号